

情報公開と個人情報保護

平成25年度実施状況報告

情報公開制度

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくための制度で、次の3つの制度があります。

○開示請求制度

江東区情報公開条例に基づく開示請求権に対する義務的なもの

○情報提供制度

条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの

○情報公表制度

請求や申出を前提とせずに区が義務的に情報を公表するもの

情報公開の実施状況

平成25年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ5,561件でした。このうち開示請求(義務的開示)によるものが2,422件、残り5,319件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

開示請求(義務的開示)の実施機関別内訳は、区長の事務に関するものが176件で、そのうち都市整備部または土木部が保有する土木・建設関係文書について開示を求めるものが計108件と最も多くなっています。その他の実施機関別内訳は、教育委員会が38件、区議会が23

平成25年度情報公開個人情報保護制度の実施状況 平成26年3月31日現在

区分	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
		開示	一部開示	非開示		計	
		件	件	A	B	件	件
公文書開示請求(義務的開示)	242	109	120	3	9	241	1
情報提供(任意開示)	5,319	5,319	-	-	-	5,319	-
情報公開件数合計	5,561	5,428	120	3	9	5,560	1
自己情報開示等請求	160	87	49	0	24	160	0

(注)非開示のB欄は、実施機関が対象文書を保有していない場合の文書不存在による非開示件数

○利用目的を明確にした個人情報の適正な収集
○個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置
○目的外利用や外部提供の原則禁止

○個人情報に関する業務登録とファイル登録
○個人情報に係る業務処理を外部へ委託する場合等の外部委員による意見聴取
○職員や受託業務従事者等への罰則適用

自己情報開示等請求の実施状況
自己情報の開示請求件数は160件あり、主なものは、福祉部の保有する介護保険認定関係書類等が63件、その他区民部が保有する印鑑登録、住民票、戸籍、税証明関係書類等が68件でした。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正、削除および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を適正に取り扱うため、次のようなルールを義務付けるものです。

利用停止の請求はありませんでした。

情報公開コーナー

これらの請求・決定状況の詳細は、区役所2階こうとう情報ステーション内「情報公開コーナー」で閲覧できます。同コーナーでは、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会本会議録、入札経過調査等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

情報公開・個人情報保護窓口

各制度の利用請求の受付は、情報公開個人情報保護窓口のほか、各課でも行っています。お気軽にご相談ください。
☎ 広報広聴課情報公開個人情報保護担当
☎ (3647)4022

国際的な子の連れ去りに関する条約

「ハーグ条約」4月から発効

区役所などでパンフレット配布中

16歳未満の子どもを両親の一方が他方の親の同意を得ずに、住んでいた国から他の国に連れ去った場合に、もとの国に子どもを戻すための国際協力の仕組みを定めたのがハーグ条約です。「ハーグ条約」は通称で、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が正式名称です。平成26年4月1日に日本でもこの条約が発効し、条約の実施に関する法律が施行されました。区では、ハーグ条約に関する

国保料の納付期限は各月末日

皆さんの納付で支える国保制度

国民健康保険は、職場の医療保険に加入していない方などが加入する医療保険です。病気やけがの際、安心して医療機関にかかれるよう、すべての方がいづれかの医療保険に加入することとなっています。皆さんに納めていただく保険料は、国保制度を支える大切な財源となっていますので、保険料は各月末日の納付期限までに納めてください。なお、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配のない口座振替が便利です。また、みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・ゆうちょ銀行、東京ベイ・東京東信用金庫は、キャッシュカードを用いて、口座振替手続きが簡単にできます。「手続きに必要なもの」国民健康

守ろうね、交通ルール

交通事故のない社会を目指して

夏休みに入り、子どもだけで出かける機会が増えます。子どもが当事者となる交通事故は、道路の横断中(横断歩道を含む)、自宅近くの生活圏内(通いながた道、よく遊ぶ場所)、学校からの帰りや帰宅後の夕方の時間帯に多く発生しており、飛び出しや安全確認が不十分なことが原因となっています。

「ごももの交通安全ランポイント」

○道路を横断するときは横断歩道や横断歩道橋を利用する
○青信号であっても右左の安全を確認して、車が止まったら横断する
○トラックなど大きい車には特に注意する
○道路では遊ばない
また、自転車に乗るときは「自転車安全利用五則」を守り、信号のない交差点や「止まれ」の標識のある場所では必ず一時

保険証、普通預貯金(総合口座)のキャッシュカード
※窓口で暗証番号の入力が必要
「上記以外の金融機関の場合に必要なもの」国民健康保険証、預貯金通帳(コピー可)、金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの、通帳使用の印鑑

☎ (3647)3169
FAX (3647)8443

「自転車安全利用五則」
○自転車は車道が原則、歩道は例外
○車道は左側を通行
○歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
○安全ルールを守る
(飲酒運転・二人乗り・並進・傘差し運転・運転中の携帯電話使用等の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
○ごもものはヘルメットを着用

ごもちは大人の真似をします。ごもちのお手本となるよう、保護者や地域の大人たちが交通ルールやマナーを守り、交通事故を防止しましょう。
☎ (3647)4784